

徳島市中央卸売市場要領集

目 次

1 . 通常の卸売開始の時刻以前の卸売取扱要領	• • • • 1
2 . 販売原票取扱要領	• • • • 4
3 . 出荷奨励金交付取扱要領	• • • • 8
4 . 完納奨励金交付取扱要領	• • • • 1 2
5 . 事故処理要領	• • • • 1 5
6 . せり人届取扱要領	• • • • 1 9
7 . 売買参加者承認要領	• • • • 2 1
8 . せり参加人承認取扱要領	• • • • 2 3
9 . 試食取扱要領	• • • • 2 5
1 0 . 仲卸業者及び売買参加者以外に対し販売できる 割合について	• • • • 2 7
1 1 . 卸売業者以外の者から買い入れて販売できる 割合について	• • • • 2 8
1 2 . せり売り若しくは入札の方法により売買取引 を行う物品及び割合等について	• • • • 2 9
1 3 . 卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻 について	• • • • 3 0
1 4 . 卸売業者に対する改善措置命令実施要領	• • • • 3 1
1 5 . 仲卸業者に対する改善措置命令実施要領	• • • • 3 8
1 6 . 徳島市中央卸売市場業務条例等に基づく様式集	• • • • 4 4

通常の卸売開始の時刻以前の卸売取扱要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例（令和元年徳島市条例第27号。）第40条第1項ただし書の規定による通常の卸売開始の時刻以前（せり売又は入札開始時刻以前）の卸売（以下「通常の卸売開始の時刻以前の卸売」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「通常の卸売開始の時刻以前の卸売」とは、卸売業者が、その取扱品目の部類に属するせり売り又は入札の方法による物品（徳島市中央卸売市場業務条例第37条第2項により市長が別に定める割合に相当する部分に限る。）を、通常の卸売開始の時刻以前に相対売又は定価売の方法で販売することをいう。

(許可基準)

第3条 市長は、次の各号に掲げる場合で、通常の卸売開始の時刻以前の卸売が徳島市中央卸売市場（以下「市場」という。）における需給の安定及び公正な売買取引による適正な価格形成に支障をきたすことなく、かつ、市場の仲卸業者又は売買参加者の買受けを不当に差別することとならないと認めたときは、その許可をするものとする。

- (1) 市民の需要に応ずるため支障がない場合において、他の卸売市場の生鮮食料品等の入荷事情等からみて、市場の卸売業者又は仲卸業者からの卸売又は販売の方法以外の方法によっては、当該卸売市場に出荷されることが著しく困難である物品を、当該卸売市場の卸売業者又はその者に出荷する当該市場の仲卸業者に対して卸売をする場合
- (2) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間においてあらかじめ締結した契約に基づき確保した物品の卸売をする場合
- (3) 緊急に出航する船舶に生鮮食料品等を供給する必要があるためその他やむを得ない理由により卸売をする場合

(限度数量)

第4条 通常の卸売開始の時刻以前の卸売により卸売できる物品の販売数量は

同品質及び同等級の品目について卸売業者ごとに当日卸売する数量の約30パーセントを限度とする。ただし、市長が同一物品の入荷量が著しく増加したと認めた場合はこの限りでない。

(卸売価格)

第5条 通常の卸売開始の時刻以前の卸売価格は、同種同物品の当日におけるせり価格の最高価格又はこれを基準とした価格とする。

(通常の卸売開始の時刻以前の卸売の時間帯)

第6条 通常の卸売開始の時刻以前の卸売の時間は、卸売業者が行う卸売の販売開始時刻から通常の卸売開始の時刻30分前までの間とし、卸売物品の引渡しはその時間内に完了しなければならない

(販売原票への表示)

第7条 卸売業者は、通常の卸売開始の時刻以前の卸売をしたときは、その旨を販売原票に明示しなければならない。

(販売の相手方の制限)

第8条 通常の卸売開始の時刻以前の卸売により当該物品の卸売を受けた仲卸業者又は売買参加者は、当該申請に係る販売の相手方以外の者に販売してはならない。

(申請手続)

第9条 卸売業者は、通常の卸売開始の時刻以前の卸売の許可を受けようとするときは、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。）第51条に規定する許可申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、卸売をする前日の午後2時までに、第3条第3号に規定する場合は必要の都度市長に提出してその許可を受けなければならない。

- (1) 卸売業者と仲卸業者又は売買参加者との間に締結した相対取引による契約書の写し
 - (2) 通常の卸売開始の時刻以前の卸売を必要とする旨を証する書類
 - (3) 仲卸業者又は売買参加者の通常の卸売開始の時刻以前の卸売申出書の写し
 - (4) その他市長が必要と認める書類
- (報 告)

第10条 卸売業者は、通常の卸売開始の時刻以前の卸売に係る物品の卸売をしたときは、通常の卸売開始の時刻以前の卸売物品販売報告書により、その月分を翌月10日までに市長に報告しなければならない。

附 則

この要領は、昭和50年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

販売原票取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場（以下「市場」という。）における卸売業者の使用する販売原始記録（以下「販売原票」という。）の取扱いについて、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。以下「規則」という。）及び事故処理要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(販売原票の定義)

第2条 この要領において販売原票とは、卸売業者が市場で行う卸売において売買取引が成立したとき、これを証するため直ちに作成する販売原始記録をいう。また、電子販売原票とは、現場入力システム等により、卸売場において売買が成立したとき直ちにコンピューター処理により作成した販売原始記録の電子データをいう。

(販売原票の様式等)

第3条 販売原票には次の事項を明記しなければならない。

- (1) 作成及び販売年月日、出荷者名、産地、品名コード、品名、等級、数量、単価、売渡先、販売金額、販売方法等
 - (2) 委託物品か買付物品かの区別
 - (3) 販売原票を作成した担当責任者及び販売したせり人
- 2 前項の販売原票には、卸売業者ごとに一連番号を付さなければならない。この場合において、一連番号は、部課単位、売場単位により付することができるものとし、また、その区分を明確にするため記号又は数字等を付することができるものとする。ただし、電子販売原票については、卸売業者ごとに同一販売日の中で重複しない番号を販売原票に代えて付すことができるものとする。

(販売原票の検収等)

第4条 市長は、販売原票を事前に検査し徳島市の検印（別図）を行うものとする。

- 2 卸売業者は、前項により検印を受けた販売原票以外の販売原票を使用して

はならない。ただし、電子販売原票については、この限りではない。

- 3 前2項の規定にかかわらず、コンピューターの導入に伴い専用用紙を販売原票として使用する場合で、事前に検査することが技術的に困難であると市長が認めたときは、検印を省略して使用することができる。
- 4 市長は、第1項の規定により販売原票を検査したときは、販売原票受払簿に所定事項を記入し、受領印を徴したのち交付するものとする。

(販売原票の管理)

第5条 販売原票の管理については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 卸売業者は、交付された販売原票の責任者を定め、販売原票管理簿等により受払を明確にしておかなければならぬ。また、電子販売原票においては、責任者はコンピューター処理システムの管理に万全を期すとともに、同システムにおいて改変が生ずる場合、事前に市長と協議を行うこととする。この場合、販売原票管理簿等は要しない。
- (2) 卸売業者は、交付された販売原票の月毎の使用枚数及び残存枚数を、販売原票使用状況報告書により翌月10日までに市長に報告しなければならない。日毎の販売原票の使用枚数については、販売原票提出時に表に添付して報告するものとする。ただし、電子販売原票については、この限りではない。
- (3) 卸売業者は、販売原票を書損・汚損したときは、理由書を付して3部又は4部複写のまま、当該書損又は汚損した販売原票を、販売原票の末尾に添付して市長に提出しなければならない。
- (4) 卸売業者は、販売原票を紛失したときは、紛失した理由、紛失した販売原票の番号、紛失の時期、責任者の氏名等所要事項を明記した書面を、市長に提出しなければならない。

(販売原票の記載方法)

第6条 販売原票の記載は、次の各号に定めるところにより明確に記載するものとする。

- (1) 年月日、出荷者名、品名コード、品名、等級、数量等については販売開始前までに、単価、売渡先、金額等については販売時に、その欄内に正確に記入しなければならない。

- (2) 電子販売原票については、前号で定める事項を正確に記録しなければならない。また、コンピューター入力の基礎となる取引内容を記入した用紙を電子販売原票とあわせて保存しなければならない。
- (3) 販売原票の記載は、容易に抹消できないボールペンなどによって行い、だれでも判読できる字体又は数字をもって明確に記入しなければならない。
- (4) 数字の記入は、その単位を明らかにし、かつ、全桁を数字で記入しなければならない。
- (5) 記載事項について誤記のため訂正するときは、すべて二本横線をもって抹消し、その上部の余白に正しく訂正字体又は数字を記入し、担当部長等責任者が捺印しなければならない。
なお、訂正のため抹消した文字は明らかに読み得るようにしておかなければなければならない。
- (6) 余白を残して記載事項が終了したときは、最終行の次の欄に「以下余白」と表示するか、又は左の上部より斜線をもって抹消しなければならない。
(記載事項訂正による検印)

第7条 販売原票は、仕切及び代金決済の基本となる重要なものであるため、記載事項の訂正箇所には、訂正理由を明示し、訂正後直ちに徳島市の検印を受けなければならない。

- 2 せり人は、せり又は相対売りした物品の販売原票に訂正箇所がある場合、販売終了後直ちに徳島市の検印を受けなければならない。
- 3 電子販売原票の記載事項の訂正は、当初の記録事項とは別に訂正した新たな記録事項（当初の記録事項を特定するための情報が付加されたもの。以下「訂正データ」という。）を記録しなければならない。また、訂正データは直ちにCD-R等上書きのできない電磁的記録媒体に作成日時を明記して保存するとともに、当該データを電磁的記録媒体で市長に提出することとし、併せて報告書等を提出しなければならない。ただし、この場合、前項の徳島市の検印は要しない。

(販売原票の提出)

第8条 卸売業者は、販売終了後直ちに販売原票の写しを市長に提出しなけれ

ばならない。ただし、電子販売原票を使用する場合は、当該データを記録した電磁的記録媒体の提出をもって販売原票の写しの提出とみなすことができる。

2 販売原票正副のうち、販売原票副1部に代わるものとして第6条第1号に定められた事項を正確に記録した電磁的記録媒体の提出をもって販売原票の写しの提出とみなすことができる。電磁的記録媒体の提出後に電子データの内容を訂正する場合は訂正データ等を直ちに市長に提出しなければならない。ただし、市長が規則に定める異常確認を行い、訂正を認めた場合はこの限りでない。

附 則

この要領は、昭和50年8月1日から施行する。

〃 平成4年4月1日から改正施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

別図

検 印

外経 20MM

出荷奨励金交付取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。以下「規則」という。）第69条第1項の規定により、卸売業者が徳島市中央卸売市場における取扱品目の安定的供給の確保を図るため、出荷者に対して出荷奨励金を交付しようとする際の届出について必要な事項を定めるものとする。

(出荷奨励金の範囲)

第2条 この要領において出荷奨励金とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 卸売業者が集荷取引について、出荷の奨励その他の目的をもって、出荷者又はその組織する団体に対して支出する交付金
- (2) 本来出荷者の負担すべき費用を卸売業者が代って負担する費用

(年間支出限度)

第3条 出荷奨励金の年間支出限度は、全卸売業者の当該年度の総取扱高に対して、青果部については1,000分の7以内水産物部については1,000分の2以内とする。

(交付率)

第4条 出荷者に対する出荷奨励金の交付率は、次のとおりとする。

1 青果部

- (1) 共同選果、共同販売を行っている県単位以上の組織を有する出荷団体については、次の表の左欄に掲げる前年度の販売金額の区分に応じ、それぞれ当該右欄に掲げる率の範囲内とする。

前年度の販売金額の区分	交付率	
	野菜	果実
1 1億円以上のもの	1000分の17以内	1000分の10以内
2 5千万円以上 1億円未満のもの	1000分の16	1000分の9

3 1千万円以上 5千万円未満のもの	1000分の15	1000分の8
-----------------------	----------	---------

(2) 共同選果、共同販売を行っている町村単位以上の組織を有する出荷団体で前号に規定する以外のもの、及びこれに準ずるもので、規格化された物品を大量かつ計画的に出荷するものについては、次の率の範囲内とする。

野菜 1,000分の7以内

果実 1,000分の4以内

(3) 前各号に規定する以外の団体、及びこれに準ずるもので、規格化された物品を大量かつ計画的に出荷するもののうち、前年度の販売金額が500万円以上のものについては、次の率の範囲内とする。

野菜 1,000分の5以内

果実 1,000分の3以内

(4) 個人出荷については、出荷奨励金を交付することができない。

2 水産物部

(1) 年間を通じ相当大量かつ計画的に出荷する出荷者団体販売金額の1,000分の5以内

(2) 個人の出荷者に対しては、出荷奨励金を交付することができない。
(特別出荷奨励金)

第5条 第2条に規定する出荷奨励金の総額が第3条に規定する出荷奨励金の年間支出限度の範囲内である場合には、卸売業者は、その剰余金の範囲内において次の各号に掲げる特別の出荷奨励金(以下「特別出荷奨励金」という。)を当該各号に規定するものに対して支出することができる。

- (1) 青果部における卸売業者が、全国農業協同組合連合会及び日本園芸農業協同組合連合会に対して交付する特別の交付金
- (2) 出荷者に対する災害見舞金、需要増進事業費、選別場助成金その他の特別の交付金で、生産の奨励又は需要の増進を図るため市長が特に必要と認めるもの

2 前項第2号に規定する特別出荷奨励金についての交付率は、青果部、水産

物部とも全卸売業者の当該年度総取扱高の1,000分の0.2以内とする。

(年間支出限度及び交付率の決定)

第6条 この要領に規定する交付率は、年度ごとにその年度の推計取扱高の増減に応じて、市長が決定する。

(市長の指示)

第7条 市長は、出荷奨励金交付届出書を受理した場合において、当該届出に係る出荷奨励金の交付が次の各項に該当すると認められるときは、卸売業者に対し必要な指示をすることが出来る。

- (1) 卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるとき
- (2) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき
- (3) 卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがあるとき

(届出期間)

第8条 出荷奨励金交付届出書の届出期間は、毎年3月15日までにその年の4月1日から翌年3月31日までの分について行うものとする。

2 届出した内容を変更しようとするときは、変更予定日の15日前までにその旨を市長に届出なければならない。

(交付対象団体名簿等の添付)

第9条 規則第69条第3項の規定により、出荷奨励金交付届出書を提出しようとする卸売業者は、出荷奨励金交付対象団体名簿を添付しなければならない。

2 第5条第1項第2号に規定する特別出荷奨励金を交付しようとする卸売業者は、前項に定めるもののほか、出荷者の要請書を添付しなければならない。

(月例報告)

第10条 卸売業者は、当月分の出荷奨励金の交付状況を出荷奨励金交付状況報告書により翌月10日までに市長に報告しなければならない。

(定めのない事項等の取扱い)

第11条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和48年9月20日から実施する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、昭和55年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の要領を適用することにより、出荷者に対する定率出荷奨励金の交付率に変更を生ずるときは、当分の間なお従前の例によることができるものとする。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

完納奨励金交付取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。以下「規則」という。）第69条第2項の規定により、卸売業者が卸売代金の期限内の完納を奨励するため、買受人（仲卸業者及び売買参加者に限る）に対して完納奨励金を交付しようとする際の届出について必要な事項を定めるものとする。

(完納奨励金の範囲)

第2条 この要領において完納奨励金とは、次のものをいう。

- (1) 卸売業者が買受人と締結した取引協定による買受代金の期限内の完納奨励のために支出する交付金（以下「歩戻し金」という。）
- (2) 卸売業者が買受人の買受代金支払に関する連帯保証等信用取引制度の維持確立のために支出する交付金（以下「支払保証料」という。）
- (3) 卸売業者が買受人の買受代金の代払い等、代金決済の合理的制度の維持のために支出する交付金（以下「代払制度維持費」という。（事務経費を含む。））
- (4) その他本来買受人の負担すべき費用を卸売業者が代って負担する費用
(年間支出限度)

第3条 完納奨励金の年間支出限度は、卸売をした当該年度の総取扱高に対して卸売業者ごとに青果部は1,000分の10以内、水産物部は1,000分の6以内とする。

(交付率)

第4条 個々の買受人に対する完納奨励金の配分率は、次のとおりとする。

(1) 青果部

- ア 歩戻し金 当該年度の完納奨励金の 1,000 分の 6 以内
- イ 支払保証料 ハ 完納奨励金の 1,000 分の 2 以内
- ウ 代払制度維持費 ハ 完納奨励金の 1,000 分の 2 以内

(2) 水産物部

- ア 歩戻し金 当該年度の完納奨励金の 1,000 分の 2 以内

- イ 支払保証料 ノ 完納奨励金の 1,000 分の 1 以内
 - ウ 代払制度維持費 ノ 完納奨励金の 1,000 分の 3 以内
- 2 第 2 条第 4 号に規定する費用については、当該卸売業者の完納奨励金支出総額が、前条の年間支出限度に満たないときに限り支出できるものとする。
- (市長の指示)

第 5 条 市長は、完納奨励金交付届出書を受理した場合において、当該届出に係る完納奨励金の交付が次の各項に該当すると認められるときは、卸売業者に対し必要な指示をすることが出来る。

- (1) 卸売業者の財務の健全性を損なうおそれがあるとき
 - (2) 卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあるとき
 - (3) 卸売業者の間において過度の競争による弊害が生ずるおそれがあるとき
- (届出期間)

第 6 条 完納奨励金交付届出書の届出期間は、完納奨励金の交付をしようとする日の 3 日前までに行わなければならない。

- 2 届出した内容を変更しようとするときは、変更予定日の 3 日前までにその旨を市長に届出なければならない。

(添付書類)

第 7 条 規則第 69 条第 3 項の規定により、完納奨励金交付届出書を提出しようとする卸売業者は、買受人又は買受人が組織する団体との取引協定書を添付しなければならない。

(月例報告)

第 8 条 卸売業者は、当月分の完納奨励金の交付状況を完納奨励金交付状況報告書により翌月 10 日までに市長に報告しなければならない。

(定めのない事項等の取扱い)

第 9 条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、昭和 48 年 9 月 20 日から実施する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

事故処理要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場（以下「市場」という。）における適正価格の形成、取引の公正及び安定を図るため、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。以下「規則」という。）第70条の規定により、買受人から卸売業者に対して卸売代金の変更の申し出があった場合における処理（以下「事故処理」という。）の基準並びに卸売業者と買受人との間に生じた事故基準について必要な事項を定めるものとする。

(卸売代金の変更)

第2条 買受人は、卸売業者から買受けた卸売物品（以下「買受物品」という。）が次の各号の一に該当する場合は、当該卸売業者に対して卸売代金の変更を申し出ることができる。

- (1) 市場取引の経験上、当事者に予見できないような隠れた腐敗がある場合
- (2) 表示された数量、品質等とその内容が著しく相違している場合
- (3) 出荷者が故意又は過失により粗悪品を混入し、選別が不十分であると認められる場合
- (4) 見本と現品の内容が著しく相違している場合
- (5) その他予知し難い場合で、市長が認める場合

(事故処理の基準)

第3条 事故処理については、原則として次の各号に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 買受人は、買受物品を卸売場から搬出する以前に前条各号に掲げる場合に該当する物品（以下「事故物品」という。）を発見したときは、直ちに該当事故物品を買入れた卸売業者に対し、その旨を申し出なければならない。
- (2) 買受人は、買受物品を卸売場から搬出した後に事故物品を発見したときは、卸売代金の変更を申し出ることができないものとする。ただし、見本取引等の場合であって、通常卸売場において当該買受物品を開梱及び解体等をしなければ事故物品であることを発見し難いと認められる場合は、こ

の限りでない。

- (3) 卸売業者が、卸売前に事故物品であることを表示し、又はその旨を呼び上げた物品については、卸売代金の変更を申し出ることができない。
- (4) 売買成立後における買受物品の紛失、盗難については、買受人の負担とする。
- (5) 卸売業者は、買受人から第2条の規定により卸売代金の変更の申し出を受けたときは、規則第70条に規定する諸手続を経た後、出荷者に対して市長から交付された卸売物品確認検査証の写しを売買仕切書に添付し、又は直接送付しなければならない。

(卸売代金変更の申出時間)

第4条 第2条に規定する卸売代金の変更の申し出をしようとする買受人は、水産物については当該物品を買受けた日の午前11時まで、青果物については同日の午後3時までに行わなければならない。

2 前条第2号ただし書に規定する場合における前項の卸売代金変更の申し出は、同項の規定にかかわらず、水産物については当該物品を買受けた日の午後1時まで、青果物についてはその翌日の午後3時まで行うことができる。

(確認検査受付時間)

第5条 規則第70条第1項に規定する卸売物品の確認検査（以下「確認検査」という。）は、前条に規定する時間内において卸売代金変更の申し出があつたものについて行うものとする。

(請求金額の誤り等による事故)

第6条 買受人は、卸売業者より買受代金の請求を受けた場合の請求伝票が次の各号の一に該当する場合は、卸売業者に対して当該請求伝票の訂正を申し出るとともに不明な点について調査を依頼することができる。

- (1) 請求金額が誤っていると思われる場合
 - (2) 請求金額に不明な点がある場合
 - (3) その他誤記誤称等がある場合
- 2 前項の調査の依頼を受けた卸売業者は、直ちに販売担当者と協議及び調査のうえ当該請求伝票の訂正の要否を決定しなければならない。この場合において訂正の必要があるものについては、すみやかに訂正伝票を発行し、当日

中に処理するものとする。

(販売原票の訂正)

第7条 卸売業者は、検査員の確認検査を受けた後、卸売代金を変更したときは、販売原票を同様に訂正しなければならない。

2 卸売業者は、前項の規定により販売原票の訂正をしたときは、当該販売原票に別図の本市の検印を受けなければならない。ただし、電子販売原票については、この限りではない。

3 卸売業者は、前条に規定する事故により販売原票の訂正をしようとするときは、前項の規定にかかわらず、当該訂正箇所に担当責任者及び販売担当者の認印により訂正することができる。ただし、電子販売原票については、この限りではない。

(事故処理委員会)

第8条 卸売業者及び買受人は、確認検査の際、検査員から依頼された事故処理について調査審議するための事故処理委員会（以下「委員会」という。）を取扱品目の部類ごとに共同で設置することができる。

2 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

(1) 卸売業者側委員 1社につき 2人

(2) 買受人側委員 1組合につき 2人

3 検査員は、確認検査を行う場合は、委員会の報告を参考にすることができる。

4 委員会の運営その他必要な事項については、検査員と相談のうえ、卸売業者及び買受人の協議により定めるものとする。

(定めのない事項等の処理)

第9条 この要領に定めのない事項及び事故処理について疑義が生じた事項については、市長の定めるところによる。

附 則

この要領は、昭和48年7月2日から実施する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

別図

検 印

外経 20MM

せり人届出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。）第12条第3項の規定に基づき、せり人の届出について必要な事項を定めるものとする。

(せり人の資格)

第2条 卸売業者は、次の各号のいずれかに該当する者を、せり人として届け出ることができない。

- (1) 当該卸売業者の役員又は使用人でない者
- (2) 年齢が18歳未満の者
- (3) 卸売業務について1年以上の経験を有しない者

(届出期間)

第3条 せり人届出書の提出期間は、毎年2月15日から2月末日までとし、4月1日から翌年3月31日までを有効期間とする。ただし、市長が必要と認めるときは、届出書の提出期間を変更することができるものとする。

(添付書類)

第4条 せり人届出書には、届出するせり人の写真、履歴書その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。ただし、市長がその必要がないと認めた場合は、この限りでない。

(せり人の解雇等)

第5条 卸売業者は、せり人を解雇したとき又はせり人が死亡したときは、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則第16条の規定により、遅滞なくせり人辞退届を提出しなければならない。

(せり人の表示)

第6条 せり人は、せり人であることを明確にするため所定の帽子及び記章を着用しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

売買参加者承認取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。）第30条第3項の規定に基づき、徳島市中央卸売市場（以下「市場」という。）における売買参加者の承認について必要な事項を定めるものとする。

(承認基準)

第2条 売買参加者の承認は、次の各号に掲げる要件を満たす者に対して行うものとする。

- (1) 年齢満20歳以上の者で、申請に係る取扱品目の部類に属する物品の販売又は加工等の業務について2年以上の経験を有する者
- (2) 申請人が法人である場合にあっては、常時取引に参加する者が前号の要件を備えていること。
- (3) 市場業務の円滑な運営を確保するため、売買取引の保証がされる者であること。
- (4) 申請者が関係業者に対して著しく遅延した支払債務を有していない者であること。
- (5) 国税及び地方税の納税義務を履行している者であること。
- (6) 第一号に規定する業務について、市場における仲卸業者からの年間（前年の申請月から申請月の前月までの間をいう。）買受額が別表第1の実績を有することが証明できる者であること。

(知識の認定)

第3条 卸売業者が行う卸売に参加するのに必要な知識の認定は、講習その他の方法により行うものとする。

(承認の取消し等)

第4条 徳島市中央卸売市場業務条例（令和元年徳島市条例第27号。）第29条第4項第2号及び第31条に規定する売買参加者としての必要な資力信用を有しなくなったと認めるとときは、次の各号に掲げるときとする。

- (1) 買受代金の支払いを怠ったことにより売買差止めの処分を受け、その日

から起算して1ヶ月以内に支払いを完了しなかったとき。

- (2) 買受代金の支払いを怠ったことによる売買差止め処分が1年に3回以上に及んだとき。

(買受額の変更)

第5条 第2条第6号に規定する買受額について著しい物価変動が生じた場合は、必要の年ごとに改正するものとする。

(名義の変更)

第6条 売買参加者が死亡、疾病その他特別の事情により就業が不能となったときは、その者と同一事業所で共に就業し当該売買参加者の業務を引き継ぎ営もうとする者に対し、売買参加者の名義変更の承認をすることができる。

- 2 前項の承認については、徳島市中央卸売市場業務条例及び同施行規則に違反することなく第2条（第2号、第6号を除く）の承認基準を満たすものに限る。

(定めのない事項の処理)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市長が別に定める。

別表第1

水　産　物　部	6,000千円以上
青　果　部	6,000千円以上

附　　則

- 1 この要領は、令和2年6月21日から実施する。

せり 参 加 人 承 認 取 扱 要 領

(趣 旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（令和2年徳島市規則第2号。）第26条第4項及び第33条第2項の規定に基づき、徳島市中央卸売市場（以下「市場」という。）におけるせり参加人の承認について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2条 この要領において「せり参加人」とは、市場において卸売業者が行う卸売に参加する者をいう。

(承認対象)

第3条 せり参加人の承認を受けようとする者は、市場における仲卸業者の許可又は売買参加者の承認を受けた者の代表者又はその従業者（法人の場合は役員を含む。）であって、その業務に専念する者でなければならない。

(欠陥条項)

第4条 次の各号の一に該当する者は、せり参加人になることができない。

- (1) 年齢18歳未満の者であるとき。
- (2) 破産者で復権を得ない者であるとき。
- (3) ア 仲卸業者の場合

　　卸売業者若しくは売買参加者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

イ 売買参加者の場合

　　卸売業者若しくは仲卸業者又はこれらの者の役員若しくは使用人であるとき。

- (4) 青果物又は水産物の取扱業務について、1年以上の経験を有しないとき、又は必要な能力を有していない者であるとき。

(申請手続)

第5条 せり参加人の承認を受けようとする者は、せり参加人承認申請書（以下「申請書」という。）に次の書類を添えて市長に申請しなければならない。

- (1) せり参加人の履歴書（写真添付）
- (2) せり参加人の身分証明書又はこれに代わる書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

(承 認)

第6条 申請書が提出された場合、市長は書面審査及び本人についての実状調査などにより適当と認める者について承認する。

(せり参加人の表示)

第7条 せり参加人は、せり参加中は、せり参加人であることを明確にす

るため所定の帽子及び記章を着用しなければならない。

(せり入札参加行為の停止又は承認の取消)

第8条 市長は、せり参加人が次の各号の一に該当したときは、当該せり参加人のせり入札参加行為の全部を停止し、又はその承認を取消すことができる。

- (1) せり参加人がそのせりに関して、せり人等と気脈を通じて不当な位置をなさせ、又はこれらの者と談合その他不正行為をしたとき。
- (2) せり参加人がそのせりに関してせり人等から金品その他利益を收受し、又はこれらの者に贈与したとき。
- (3) せり参加人が法令又は本市の条例等の規定に違反したとき。
- (4) その他せり参加人として不適当な行為があったと認められるとき。

(承認辞退)

第9条 せり参加人の承認を辞退する場合は、遅滞なくせり参加人承認辞退届を市長に提出しなければならない。

(定めのない事項の処理)

第10条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は昭和47年10月14日から実施する。

〃 平成3年12月1日改正施行する。

附 則

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年6月21日から施行する。

試食取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市場秩序の維持、公正な取引を確保するため、試食の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(出荷者の指示)

第2条 試食品として買受人に提供する見本品は、すべて出荷者の指示又は了解を得た数量に限るものとする。

(保管管理)

第3条 卸売業者は、出荷者から委託された物品の保管にあたっては、管理体制に万全を期し、紛失、盗難等の事故防止を図るとともに、買受人による無秩序な試食を監視する等の措置を講ずるものとする。

(試食の場所)

第4条 卸売業者は、当該物品のせり開始前に、当該物品の置場又は適当な場所を定めて行うものとする。この場合には買受人が判別できるような標識をつけるものとする。

(負担区分)

第5条 卸売業者は、出荷者の指示又は了解した数量以上に試食されたものについては、卸売業者の負担とする。この場合の価格は、当日上場された同種同物品の卸売価格とする。

2 卸売業者の指示に従わない試食については、試食した者の負担とする。

(規制等)

第6条 買受人でこの要領に従わない者については、徳島市中央卸売市場業務条例（令和元年徳島市条例第27号。）第68条の規定に基づく処分を受けることがあるものとする。

(定めのない事項等)

第7条 この要領に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、市長の定めるところによる。

附 則

この要領は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 21 日から施行する。

徳島市中央卸売市場業務条例第41条第1項に規定する、卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して販売できる当日の入荷量に対する割合について、下記のとおり定める。

	割 合
青 果 部	30 %
水 産 物 部	60 %

(注 1) 市場における需要の安定及び適正な価格形成を阻害することなく、かつ市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に差別することがないようすること。

(注 2) 入荷量が著しく多く、仲卸業者及び売買参加者の需要を満たし、残品が生じるおそれがある場合に限り上記の割合を超えて販売してもよいが、年間を通じ総取扱数量に対する仲卸業者及び売買参加者以外の者に販売した数量が上記の割合を超えないようにすること。

(注 3) 卸売価格は、当日における通常の卸売によって販売された同一品目、同一等級の物品の価格を基準とすること。

(注 4) 販売終了後速やかに、徳島市中央卸売市場業務条例第41条第2項の規定による届出書を提出すること。

(注 5) 販売終了後、販売原票に明示すること。

令和2年6月21日

徳島市中央卸売市場業務条例第47条第2項に規定する、仲卸業者が当市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売できる割合について、下記のとおり定める。

	割 合
青 果 部	30 %
水 産 物 部	30 %

(注 1) 卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合、徳島市中央卸売市場業務条例第47条第3項の規定による届出書を提出すること。

(注 2) 卸売業者以外の者から買い入れた購入金額に応じ、徳島市中央卸売市場業務条例第64条に規定する仲卸業者市場使用料を納付すること。

徳島市中央卸売市場業務条例第37条第2項に規定する、せり売り若しくは入札の方法により売買取引を行う物品及び割合等について、下記のとおり定める。

1.青果部

品目	せり割合
徳島県産で個人又は個撰で入荷した かんしょ	35%
徳島県産で個人又は個撰で入荷した いちご	35%
徳島県産で個人又は個撰で入荷した たけのこ・ウメ	25%
徳島県産で個人又は個撰で入荷した もも・すもも	25%

(注 1) 徳島県産で個人又は個撰で入荷した青ねぎ、軟弱野菜、きゅうり、だいこん等についても、一定量せり売りするように努めること。

(注 2) 入荷した委託物品で出荷者がせり売りを希望する場合は、せり売りにより販売すること。また、仲卸業者及び売買参加者がせり売りを希望する品目についても、一定量せり売りするように努めること。

2.水産物部

品目	せり割合
① まぐろ・かつお・よこわ	50%
② ①以外の天然の鮮魚	30%
③ 養殖魚	5%
④ かき類	5%
⑤ 県内産の上乾ちらめん・煮干し	100%
⑥ その他の水産物	5%

(注 1) 入荷した委託物品で出荷者がせり売りを希望する場合は、せり売りにより販売すること。また、仲卸業者及び売買参加者がせり売りを希望する品目についても、一定量せり売りするように努めること。

令和 2 年 6 月 21 日

徳島市中央卸売市場業務条例第 6 条第 2 項に規定する卸売のための販売開始時刻及び販売終了時刻（午前 0 時から午後 12 時までの範囲内）は、下記のとおりとする。

水産物部 午前 5 時 30 分から上場物品販売終了まで

青果部 午前 6 時 30 分から上場物品販売終了まで

卸売業者に対する改善措置命令実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例（令和元年徳島市条例第27号。以下「条例」という。）第67条の規定に基づき、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、卸売業者に対する業務又は財務の改善措置命令について、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(業務改善措置命令運用基準)

第2条 徳島市長（以下「市長」という）は、卸売業者が次のいずれかに該当する場合において、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるとときは、第1号様式により業務改善措置を命ずるものとする。

- (1) 卸売業者が条例第19条又は第67条第1項に規定する事項に該当する場合
- (2) その他市長が必要と認める場合

(業務改善計画書の提出等)

第3条 前条の業務改善措置命令を受けた卸売業者は、速やかに業務改善計画書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、当該事業者から前項の業務改善計画書の提出を受けたときは、その内容を確認した上で、条例第66条第1項の規定に基づき、調査を行うものとする。
- 3 前条の業務改善措置命令を受けた当該事業者は、改善期間中の毎事業年度終了後に業務改善報告書を市長に提出するものとする。

(財務改善措置命令運用基準)

第4条 市長は、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第84条に定める財産の状況に関する改善措置の基準に基づき、次のいずれかに該当する卸売業者に対し、第3号様式により財務改善措置を命ずるものとする。

- (1) 流動負債の合計金額に対する流動資産の合計金額の比率が100パーセントを下回った場合
 - (2) 資本及び負債の合計金額に対する資本の合計金額の比率が10パーセントを下回った場合
 - (3) 連續する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合
- 2 前項の計算は、条例第12条の規定に基づき卸売業者から提出される事業報告書

又は規則第18条の規定に基づき提出される残高試算表により行うものとする。

(財務改善計画書の提出等)

第5条 前条第1項の財務改善措置命令を受けた卸売業者は、速やかに財務改善計画書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、当該事業者から前項の財務改善計画書の提出を受けたときは、その内容を確認した上で、当該事業者に対し、条例第66条第1項の規定に基づき、聴き取り調査を行うものとする。
- 3 前条第1項の財務改善措置命令を受けた卸売業者は、条例第12条及び規則第18条の規定に基づく事業報告書及び残高試算表を提出しなければならない。
- 4 前条第1項の財務改善措置命令を受けた当該事業者は、市長の求めに応じ財務状況の報告を行わなければならない。

(廃業の勧告及び業務の許可の取消し)

第6条 市長は、第2条の業務改善措置命令を受けた卸売業者が、当該命令を受けた日から3事業年度（命令を受けた日を含む事業年度を初年度とする。）経過後の業務改善報告書において、第2条各号に示した事項のいずれかに該当し続いていると認める場合、当該事業者に対し、第5号様式により廃業の勧告をするものとし、条例第19条又は第68条第1項の規定に基づき、業務の許可を取り消すことができる。

- 2 市長は、第4条の財務改善措置命令を受けた卸売業者が、当該命令を受けた日から5事業年度（命令を受けた日を含む事業年度を初年度とする。）経過後の事業報告書又は残高試算表において、第4条第1項各号に示した事項のいずれかに該当し続いていると認める場合、当該事業者に対し、第5号様式により廃業の勧告をするものとし、条例第19条又は第68条第1項の規定に基づき、業務の許可を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

第1号様式

徳島市 第 号

業務改善措置命令書

住 所

商 号

氏名又は名称

様

貴 は、徳島市中央卸売市場業務条例第 条第 項の規定に該当し、徳島市中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要と認められますので、同項の規定に基づき、業務に関し必要な改善措置を講ずることを命令します。

なお、卸売業者に対する改善措置命令実施要領第3条第1項の規定に基づき、速やかに業務改善計画書を提出してください。

また、同条第3項の規定に基づき、業務改善報告書を提出してください。

年 月 日

徳島市長

印

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、徳島市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、徳島市を被告として（徳島市長が被告の代表となります。）提起することができます。

第2号様式

業務改善計画書

年　月　日

徳島市長　　様

事業者名

代表者の役職名及び氏名

卸売業者に対する改善措置命令実施要領第3条第1項の規定に基づき、次のとおり業務改善計画を作成しましたので提出します。

1 概要

(1) 業務状況悪化の原因

(2) (1)に対する改善の基本的な考え方

2 業務（経営）改善の具体的計画

(1) 業務（経営）改善の基本的な考え方

(2) 業務改善に係る事項

(3) その他の事項

3 改善期間　　年　月　日 から　　年　月　日

4 その他

第3号様式

徳島市 第 号

財務改善措置命令書

住 所

商 号

氏名又は名称

様

貴 は、徳島市中央卸売市場業務条例第 条第 項の規定に該当し、徳島市中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要と認められますので、同項の規定に基づき、財産に関し必要な改善措置を講ずることを命令します。

なお、卸売業者に対する改善措置命令実施要領第5条第1項の規定に基づき、速やかに財務改善計画書を提出してください。

年 月 日

徳島市長

印

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、徳島市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、徳島市を被告として（徳島市長が被告の代表となります。）提起することができます。

第4号様式

財務改善計画書

年　月　日

徳島市長　　様

事業者名

代表者の役職名及び氏名

卸売業者に対する改善措置命令実施要領第5条第1項の規定に基づき、次のとおり財務改善計画を作成しましたので提出します。

1 概要

(1) 財務状況悪化の原因

(2) (1)に対する改善の基本的な考え方

2 経営改善の具体的計画

(1) 収支改善の基本的な考え方

(2) 資金の調達に係る事項

(3) その他の事項

3 改善期間　　年　月　日 から　　年　月　日

4 その他

第5号様式

徳島市 第 号

廃業勧告書

住所

商号

氏名又は名称

様

卸売業者に対する改善措置命令実施要領第6条の規定に基づき、次のとおり廃業を勧告します。

年 月 日

徳島市長 印

勧告内容

仲卸業者に対する改善措置命令実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、徳島市中央卸売市場業務条例（令和元年徳島市条例第27号。以下「条例」という。）第67条の規定に基づき、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため、仲卸業者に対する業務又は財務の改善措置命令について、その実施のため必要な事項を定めるものとする。

(業務改善措置命令運用基準)

第2条 市長は、仲卸業者が次のいずれかに該当する場合において、市場業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要があると認めるときは、第1号様式により業務改善措置を命ずるものとする。

- (1) 仲卸業者が条例第28条又は第67条第2項に規定する事項に該当する場合
- (2) その他市長が必要と認める場合

(業務改善計画書の提出等)

第3条 前条の業務改善措置命令を受けた仲卸業者は、速やかに業務改善計画書（第2号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、当該事業者から前項の業務改善計画書の提出を受けたときは、その内容を確認した上で、条例第66条第1項の規定に基づき、調査を行うものとする。
- 3 前条の業務改善措置命令を受けた当該事業者は、改善期間中の毎事業年度終了後に業務改善報告書を市長に提出するものとする。

(財務改善措置命令運用基準)

第4条 市長は、徳島市中央卸売市場業務条例施行規則（以下「規則」という。）第84条に定める財産の状況に関する改善措置の基準に基づき、次のいずれかに該当する仲卸業者に対し、第3号様式により財務改善措置を命ずることができる。

- (1) 流動負債の合計金額に対する流動資産の合計金額の比率が100パーセントを下回った場合
 - (2) 資本及び負債の合計金額に対する資本の合計金額の比率が10パーセントを下回った場合
 - (3) 連續する3以上の事業年度において、経常損失が生じた場合
- 2 前項の計算は、条例第25条に基づき仲卸業者から提出される事業報告書又は決

算書により行うものとする。

(財務改善計画書の提出等)

第5条 前条第1項の財務改善措置命令を受けた仲卸業者は、速やかに財務改善計画書（第4号様式）を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、当該事業者から前項の財務改善計画書の提出を受けたときは、その内容を確認した上で、当該事業者に対し、条例第66条第1項の規定に基づき、聴き取り調査を行うものとする。
- 3 前条第1項の財務改善措置命令を受けた仲卸業者は、条例第25条の規定に基づく事業報告書及び3月ごとに残高試算表を提出しなければならない。
- 4 前条第1項の財務改善措置命令を受けた当該事業者は、市長の求めに応じ財務状況の報告を行わなければならない。

(廃業の勧告及び業務の許可の取消し)

第6条 市長は、第2条の業務改善措置命令を受けた仲卸業者が、当該命令を受けた日から5事業年度（命令を受けた日を含む事業年度を初年度とする。）経過後の業務改善報告書において、第2条各号に示した事項のいずれかに該当し続いている場合、当該事業者に対し、第5号様式により廃業の勧告をするものとし、条例第28条又は第68条第2項の規定に基づき、業務の許可を取り消すことができる。

- 2 市長は、第4条の財務改善措置命令を受けた仲卸業者が、当該命令を受けた日から5事業年度（命令を受けた日を含む事業年度を初年度とする。）経過後の事業報告書又は残高試算表において、第4条第1項各号に示した事項のいずれかに該当し続いている場合、当該事業者に対し、第5号様式により廃業の勧告をすることができ、条例第28条又は第68条第2項の規定に基づき、業務の許可を取り消すことができる。

(その他)

第7条 この要領で定めるもののほか、この要領の実施のため必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和3年8月1日から施行する。

第1号様式

徳島市 第 号

業務改善措置命令書

住 所

商 号

氏名又は名称

様

貴 は、徳島市中央卸売市場業務条例第 条第 項の規定に該当し、徳島市中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要と認められますので、同項の規定に基づき、業務に関し必要な改善措置を講ずることを命令します。

なお、仲卸業者に対する改善措置命令実施要領第3条第1項の規定に基づき、速やかに業務改善計画書を提出してください。

また、同条第3項の規定に基づき、業務改善報告書を提出してください。

年 月 日

徳島市長

印

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、徳島市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、徳島市を被告として（徳島市長が被告の代表となります。）提起することができます。

第2号様式

業務改善計画書

年　月　日

徳島市長　　様

事業者名

代表者の役職名及び氏名

仲卸業者に対する改善措置命令実施要領第3条第1項の規定に基づき、次のとおり業務改善計画を作成しましたので提出します。

1 概要

(1) 業務状況悪化の原因

(2) (1)に対する改善の基本的な考え方

2 業務（経営）改善の具体的計画

(1) 業務（経営）改善の基本的な考え方

(2) 業務改善に係る事項

(3) その他の事項

3 改善期間　　年　月　日 から　　年　月　日

4 その他

第3号様式

徳島市 第 号

財務改善措置命令書

住 所

商 号

氏名又は名称

様

貴 は、徳島市中央卸売市場業務条例第 条第 項の規定に該当し、徳島市中央卸売市場における業務の適正かつ健全な運営を確保するため必要と認められますので、同項の規定に基づき、財産に関し必要な改善措置を講ずることを命令します。

なお、仲卸業者に対する改善措置命令実施要領第5条第1項の規定に基づき、速やかに財務改善計画書を提出してください。

また、同条第3項の規定に基づき、本事業年度から3月ごとに残高試算表を提出してください。

年 月 日

徳島市長

印

(注) この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、徳島市長に対して審査請求をすることができます。この処分の取消しを求める訴えは、この処分があったことを知った日（前記の審査請求をした場合には、当該審査請求についての裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、徳島市を被告として（徳島市長が被告の代表となります。）提起することができます。

第4号様式

財務改善計画書

年　月　日

徳島市長　　様

事業者名

代表者の役職名及び氏名

仲卸業者に対する改善措置命令実施要領第5条第1項の規定に基づき、次のとおり財務改善計画を作成しましたので提出します。

1 概要

(1) 財務状況悪化の原因

(2) (1)に対する改善の基本的な考え方

2 経営改善の具体的計画

(1) 収支改善の基本的な考え方

(2) 資金の調達に係る事項

(3) その他の事項

3 改善期間　　年　月　日 から　　年　月　日

4 その他

第5号様式

徳島市 第 号

廃業勧告書

住所

商号

氏名又は名称

様

仲卸業者に対する改善措置命令実施要領第6条の規定に基づき、次のとおり廃業を勧告します。

年 月 日

徳島市長 印

勧告内容